



新婚さんの新生活を応援します

湖南省では、新婚世帯の新居の住居費・引越し費用の補助を行っています

対象となる世帯

次の①～⑦のすべてに該当する世帯

- ① 令和4年1月1日から令和5年3月31日までに婚姻届を提出し受理された世帯
- ② 婚姻日において夫婦とも39歳以下の世帯
- ③ 令和3年1月から令和3年12月中の夫婦の所得を合算した金額が400万円未満である世帯（世帯収入が約540万円未満に相当）
- ④ 令和4年1月1日から令和5年3月31日までの間に結婚を機に湖南省内にある住居を新たに購入・賃借し、当該購入・賃借した住居の住所に転入（転居）届を提出し受理された世帯
- ⑤ 他の公的制度による家賃補助を受けていない世帯
- ⑥ 過去にこの制度に基づく補助を受けている者がいない世帯
- ⑦ 市税の滞納がない世帯

補助額

1世帯あたり18万円を上限とします
 市内在住の直系親族と同一敷地内で居住する場合
 夫婦ともに29歳以下：上限60万円
 夫婦ともに39歳以下：上限30万円

対象となる経費

【住居費】

物件の購入費、リフォーム費用、賃料、敷金、礼金、共益費、仲介手数料

【引越し費用】

引越し業者や運送業者に支払った実費

申請期間

令和4年6月1日（水）から

令和5年3月31日（金）まで

※ただし、予算がなくなり次第、受付終了します

問い合わせ先

まずはご連絡をください！

湖南省役所 総合政策部 地域創生推進課

TEL：0748-71-2316 FAX:0748-72-2000

E-Mail：kikaku@city.shiga-konan.lg.jp



申請時に必要な書類

交付申請書（様式第1号）

※市ホームページからダウンロードできます。

住民票

※当該物件（湖南省内）にある世帯全員の続柄の記載された住民票（300円）コンビニ交付の場合（200円）

婚姻届受理証明書または婚姻後の戸籍謄本

※婚姻届受理証明書・・・婚姻届を提出した自治体でとれます。（郵送で取り寄せ可）

※婚姻後の戸籍謄本・・・婚姻後の本籍地がある自治体でとれます。（郵送で取り寄せ可）

所得証明書

※令和3年中の所得証明書・・・おおよそ6月1日頃より交付されます。

※令和4年1月1日に住所のあった自治体で交付されます。（郵送で取り寄せ可）

※夫婦それぞれの所得証明書

税務情報の取り扱いに関する同意書

【貸与型奨学金を返済した場合】

返済したことがわかるもの

【結婚を機に転職・離職した場合】

転職・離職した翌月の給与明細書の写し

離職票

※離職した会社から発行してもらえます。再発行の場合は、ハローワークでも可。

【住居費（賃貸）の場合】

賃貸借契約書および領収書の写し

住宅手当支給証明書（様式第2号）

※支給の有無に関わらず、勤務先に記入してもらってください。

※市ホームページからダウンロードできます。

【住居費（購入、リフォーム）の場合】

売買契約書および領収書の写し

【引越しの場合】

引越し費用に係る領収書の写し

口座が確認できるもの（預金通帳またはキャッシュカード）の写し

その他市長が必要と認める書類